

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 6 号に規定する流し網漁業（小目流し網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）9 月 26 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 別記 1 のとおり	3 月 1 日から 10 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	7 隻	1 天草市有明町赤崎及び上津 浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 別記 2 のとおり	3 月 1 日から 10 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	5 隻	1 天草市有明町大島子に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	② 別記 3 のとおり	3 月 1 日から 10 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 天草市御所浦町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 別記 4 のとおり	3 月 1 日から 10 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 上天草市松島町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 別記5のとおり	3月1日から 10月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1隻	1 天草市下浦町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 別記6のとおり	3月1日から 10月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	4隻	1 天草市東町、北浜町、本渡町 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 別記7のとおり	3月1日から 10月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2隻	1 天草市五和町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	② 別記8のとおり	5月16日から 10月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1隻	1 天草郡苓北町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者
流し網漁業	小目流し 網漁業	① 長崎県堂崎から 上天草市大矢野 町羽千島を見通 した線以東の天 草有明海 ただし共同漁業 権漁場内を除く	3月1日から 10月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	11隻	1 上天草市大矢野町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年(2025年)9月26日から令和7年(2025年)10月17日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和7年(2025年)11月1日から令和10年(2028年)10月31日までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

操業区域①の許可又は起業の認可

- ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
- イ 同時に使用する網具の全長は、450メートルを超えてはならない。
- ウ 網目の大きさは、5センチメートル未満でなければならない。
- エ 網地は、一重でなければならない。
- オ 網丈は、3.2メートルを超えてはならない。

操業区域②の許可又は起業の認可

- ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
- イ 同時に使用する網具の全長は、450メートルを超えてはならない。
- ウ 網目の大きさは、5センチメートル未満でなければならない。
- エ 網地は、一重でなければならない。
- オ 網丈は、3.2メートルを超えてはならない。
- カ 日没時から日出時まで操業してはならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は令和5年(2023年)9月1日に免許されたものとする。

#### 別記1 操業区域

天草有明海。

ただし、次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点4を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点1 熊本県漁場基点天第97号（天草市有明町（以下、「有明町」という。）大間崎北東端）

基点2 熊本県漁場基点天第96号（有明町飛龍島北端）

基点3 熊本県漁場基点天第102号（有明町大須と同町赤崎との海岸線における境界線）

基点4 有明町赤崎と同町上津浦との境界

ア 有明町竹島南端

イ 竹島北端

ウ 基点2と上天草市大矢野町湯島東端を見通した線から基点2を基点として右へ19度58分、900メートルのところ

エ 有明町大浦恵比寿鼻から湯島山頂を見通した線上、恵比寿鼻から2,200メートルのところ

オ 基点3と上天草市大矢野町湯島灯台を見通した線から基点3を基点として右へ341度45分、2,200メートルのところ

カ 基点4から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線上1,800メートルのところ

#### 別記2 操業区域（天草有明海及び天共第5号共同漁業権漁場内島子地先）

天草有明海

ただし、次の基点1、ア、イ、基点2を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第5号共同漁業権漁場内島子地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点1 熊本県漁場基点天第109号（天草市有明町（以下、「有明町」という。）下津浦と同町小島子との海岸線における漁業権の境界）

基点2 熊本県漁場基点天第111号（天草市志柿町と有明町との境界）

ア 基点1から長崎県南島原市宮崎鼻を見通した線上、基点1から2,200メートルのところ

イ 基点2から天草市五和町亀島北東端を見通した線上、基点2から3,300メートルのところ

#### 別記3 操業区域（天共第13号共同漁業権漁場内 嵐口地先）

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点4を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第265号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）田の尻川河口中央）

基点2 熊本県漁場基点天第266号（御所浦町嵐口崎北端）

基点3 熊本県漁場基点天第233号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）唐網代鼻南端）

基点4 御所浦町大岩

ア 基点1と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ16度58分、1,600メートルのところ

- イ 基点2と龍ヶ岳町樋島南端を見通した線から基点2を基点として右へ20度11分、1,600メートルのところ
- ウ 基点2から龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線上、基点2から1,600メートルのところ
- エ 基点2と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点2を基点として右へ5度15分、2,370メートルのところ
- オ 基点3と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点3を基点として右へ295度52分、1,435メートルのところ
- カ 基点4から真方位0度(真北)、460メートルのところ

#### 別記4 操業区域

1 天草有明海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

2 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、基点5を順次に結んだ線、タ、チを結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。ただし、ケ、コ間は瀬戸の中央点とする。

基点1 天草市有明町(以下、「有明町」という。)楠甫と有明町大浦との境界

基点2 熊本県漁場基点天第96号(有明町飛龍島北端)

基点3 熊本県漁場基点天第84号(上天草市松島町(以下、「松島町」という。)高杓島北西端)

基点4 熊本県漁場基点天第64号(松島町船人島北端)

基点5 松島町合津と松島町阿村との境界点の位置

ア 基点1から真方位67度、126メートルのところ

イ 有明町龍崎から真方位185度、417メートルのところ

ウ 有明町龍崎から真方位105度、540メートルのところ

エ 有明町龍崎から真方位42度、900メートルのところ

オ 有明町飛龍島頂点から真方位45度、630メートルのところ

カ 基点2と上天草市大矢野町(以下、「大矢野町」という。)湯島東端を見通した線から基点2を基点として右へ19度58分、900メートルのところ

キ 基点3と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点3を基点として右へ353度50分、1,100メートルのところ

ク 基点3と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点3を基点として右へ352度30分、720メートルのところ

ケ 松島町永浦島西端と大矢野町小泊の鼻とを結んだ線の中央点

コ 松島町永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点

サ 基点4から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点4から540メートルのところ

シ 基点4から真方位275度、360メートルのところ

ス 松島町前島北端から真方位10度、54メートルのところ

セ 松島町前島東端から真方位90度、90メートルのところ

ソ 基点5から真方位310度、200メートルのところ

タ 松島町教良木園部新地樋門中央

チ タと松島町教良木天草広域連合松島地区清掃センター煙突中央を見通した線からタを基点として右へ242度の線が対岸と交わるころ

#### 別記5 操業区域（天共第10号共同漁業権漁場内 旧本渡市地先）

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点2を順次結んだ線、及びクとケを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点1 天草市楠浦町（以下、「楠浦町」という。）と天草市新和町（以下、「新和町」という。）との海岸線における境界

基点2 熊本県漁場基点天第215号（天草市下浦町と天草市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点1から真方位105度の線が最大高潮時対岸に至る線上、基点1と対岸との中央点

イ 楠浦町観音東端から檜浦西の鼻を見通した線上、観音東端と檜浦西の鼻との中央点

ウ 檜浦北の鼻から真方位305度、180メートルのところ

エ 天草市上血塚島西端から真方位244度、540メートルのところ

オ 天草市戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から540メートルのところ

カ 戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点

キ 基点2から天草市御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点2から900メートルのところ

ク 楠浦町大門港記念碑

ケ 天草市志柿町十文字新開北側樋門

#### 別記6 操業区域

天草有明海。ただし、次の基点1、ア、イを順次に結んだ線及びウとエ、オとカ、キとク、ケとコを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点1 熊本県漁場基点天第111号（天草市志柿町と同市有明町との海岸線における境界）

ア 基点1から天草市五和町亀島北東端を見通した線上、基点1から3,300メートルのところ

イ 天草市本渡町と同市佐伊津町との海岸線における境界

ウ 天草市今釜橋左岸下流基幹部

エ 今釜橋右岸下流基幹部

オ 天草市昭和橋左岸下流基幹部

カ 昭和橋右岸下流基幹部

キ 天草市亀川橋左岸下流基幹部

ク 亀川橋右岸下流基幹部

ケ 天草市瀬戸橋北西端

コ 瀬戸橋北東端

## 別記7 操業区域

天草市有明町（以下、「有明町」という。）大浦恵比寿鼻から、上天草市大矢野町湯島（以下、湯島という。）東端を通じた線以西の天草有明海。

ただし、次のア、イ、ウ、エ、オ、基点4を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第5号共同漁業権漁場内佐伊津地先及び天共第6号共同漁業権漁場内御領地先）以外の共同漁業権漁場を除く。

基点1 熊本県漁場基点天第111号（天草市志柿町と有明町大島子との境界）

基点2 熊本県漁場基点天第118号（天草市五和町（以下、「五和町」という。）御領と同市佐伊津町との旧海岸線における境界）

基点3 熊本県漁場基点天第121号（五和町長崎鼻東端）

基点4 熊本県漁場基点天第124号（五和町鬼池港防波堤灯台跡）

ア 天草市本渡町広瀬と同市佐伊津町との海岸線における境界

イ 基点1から五和町亀島北東端を見通した線上、基点1から3,300メートルのところ

ウ 基点2から上天草市松島町高杓島頂点を見通した線から基点2を基点として右へ358度55分、2,700メートルのところ

エ 基点3と湯島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ15度、1,800メートルのところ

オ 基点4と湯島山頂を見通した線から基点4を基点として右へ6度10分、1,800メートルのところ

## 別記8 操業区域（苓北地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アを順次に結んだ線により囲まれた区域。及びキ、ク、ケ、コ、キを順次に結んだ線により囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点天第130号（天草市五和町（以下、「五和町」という。）通詞島三角点と五通岩を見通した線から通詞島三角点を基点として右へ160度47分の線が陸岸と交わるところからその線の延長上20.4メートルのところ）

基点2 熊本県漁場基点天第128号（五和町五通岩灯台）

基点3 熊本県漁場基点天第135号（天草郡苓北町（以下、「苓北町」という。）富岡四季咲岬西端）

基点4 熊本県漁場基点天第137号（苓北町と天草市天草町（以下、「天草町」という。）との海岸線における境界）

基点5 熊本県漁場基点天第440号（苓北町富岡四季咲岬灯台）

ア 基点1と五和町通詞島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ342度46分、1,000メートルのところ

イ 基点1と五和町通詞島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ342度46分、1,980メートルのところ

ウ 基点2と苓北町富岡鵜瀬岬を見通した線から基点2を基点として右へ34度01分、3,520メートルのところ

エ 基点1と五和町通詞島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ351度、7,800メートルのところ

オ 基点3と基点1を見通した線から基点3を基点として右へ20度、2,900メートルのところ

カ 基点3と基点1を見通した線から基点3を基点として右へ14度、3,500メートルのところ

キ 基点5と苓北町都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点5を基点として右へ17度、3,120メートルのところ

ク 基点4と基点3を見通した線から基点4を基点として右へ311度48分、2,800メートルのところ

ケ 基点4と基点3を見通した線から基点4を基点として右へ311度48分、1,800メートルのところ

コ 基点4と基点3を見通した線から基点4を基点として右へ13度、6,200メートルのところ